

# 野田市障害福祉サービス等に関する支給基準

令和3年8月26日改定

野田市

## 目次

1	目的 .....	4
2	支給決定の視点 .....	4
3	障害福祉サービス等の対象者であることの確認方法.....	4
4	支給決定期間 .....	6
5	支給量の決定 .....	9
6	介護保険対象者の支給決定.....	12

## 凡例

障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)
障害者総合支援法施行令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成 18 年政令第 10 号)
障害者総合支援法施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成 18 年厚生労働省令第 19 号)
児童福祉法	児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)
児童福祉法施行令	児童福祉法施行令 (昭和 23 年政令第 74 号)
児童福祉法施行規則	児童福祉法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 11 号)
報酬告示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号)</li> <li>・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号)</li> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 124 号)</li> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 125 号)</li> <li>・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号)</li> </ul>
留意事項通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号)</li> <li>・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号)</li> </ul>

指定基準省令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 1 月 18 日厚生労働省令第 171 号）</li> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 1 月 18 日厚生労働省令第 172 号）</li> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号）</li> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）</li> <li>・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号）</li> <li>・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号）</li> </ul>
事務処理要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）（平成 19 年 3 月 23 日障発第 0323002 号）</li> <li>・ 障害児通所給付費等の通所給付決定事務等について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 14 号）</li> </ul>
利用者負担の手引き	障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）

※当基準において使用する用語は、障害者総合支援法及び児童福祉法において使用する用語の例による。

## 1 目的

障害者総合支援法における障害福祉サービス及び児童福祉法における障害児通所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）について、支給の要否や支給量の決定に関し基準を設定し、サービスの支給決定の透明化及び明確化を図ることを目的とする。

## 2 支給決定の視点

支給決定に当たっては、申請者等の障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に支給決定をする。また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定するものとする。（平成 19 年 4 月 13 日「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」）

## 3 障害福祉サービス等の対象者であることの確認方法

障害福祉サービス等の対象となる障がい者又は障がい児であることの確認方法は、事務処理要領に準じて次のとおりとする。

障害種別	確認書類（いずれか 1 点）
身体	・ 身体障害者手帳
知的	・ 療育手帳 療育手帳を有しない場合は、必要に応じて千葉県障害者相談センターなどに意見を求めて確認する。
精神 （発達障害・高次脳障害を含む）	・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 障害年金の証書 ・ 自立支援医療（精神通院）受給者証 ・ 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること） など
難病等	・ 特定医療費（指定難病）受給者証 ・ 医師の診断書 ・ 指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知 など

障害種別	確認書類（いずれか 1 点）
障がい児 （18 歳未満）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・特別児童扶養手当等の受給書類</li> <li>・公的機関（児童相談所、保健所、子ども支援室等）の意見書</li> <li>・医師の診断書（療育の必要性が確認できるもの）</li> <li>・自立支援医療（精神通院）受給者証</li> <li>・特定疾患医療受給者証</li> <li>・小児慢性特定疾患受給者証 など</li> </ul>

## 4 支給決定期間

支給決定期間は障害者総合支援法施行規則第 15 条、児童福祉法施行規則第 18 条の 17 及び事務処理要領に準じて次のとおりとする。暫定支給決定が必要な障害福祉サービスについては、事務処理要領のとおり原則として支給開始日から 2 か月間の暫定支給決定をする。

### ●訪問系サービス

サービス名	決定期間	標準利用期間	補足
居宅介護	1 年	—	—
重度訪問介護	1 年	—	—
同行援護	1 年	—	—
行動援護	1 年	—	—
重度障害者等包括支援	1 年	—	—

### ●日中活動系サービス

サービス名	決定期間	標準利用期間	補足
生活介護	3 年	—	—
短期入所	1 年	—	—
自立訓練（機能訓練）	1 年 （暫定）	1 年 6 か月 又は 3 年 （1 回延長可）	（標準利用期間）頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は 3 年
自立訓練（生活訓練）	1 年 （暫定）	2 年又は 3 年 （1 回延長可）	（標準利用期間）長期間入院していた又はこれに類する事由のある場合は 3 年
就労移行支援	1 年 （暫定）	2 年 （1 回延長可）	—
就労移行支援 （養成施設）	5 年	3 年又は 5 年 （1 回延長可）	（標準利用期間）あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、養成課程の年数に応じて 3 年又は 5 年
就労継続支援 A 型	3 年 （暫定）	—	—
就労継続支援 B 型	1 年 又は 3 年	—	（支給決定期間）50 歳未満の者については 1 年

サービス名	決定期間	標準利用期間	補足
就労定着支援	1年	3年 (延長不可)	—
自立生活援助	1年	1年 (1回延長可)	—

●居住系サービス

サービス名	決定期間	標準利用期間	補足
療養介護	3年	—	—
施設入所支援	3年	—	—
共同生活援助	3年 又は1年	—	(支給決定期間) 体験利用を行う場合は1年、地域移行支援型ホームの場合は2年
宿泊型自立訓練	1年	2年又は3年 (延長可)	(標準利用期間) 長期間入院していた又はこれに類する事由のある場合は3年、延長回数に定めなし

●相談系サービス

サービス名	決定期間	標準利用期間	補足
地域移行支援	6か月	6か月 (延長可)	(標準利用期間) 延長回数に定めなし
地域定着支援	1年	1年 (延長可)	(標準利用期間) 延長回数に定めなし

●障害児通所支援

サービス名	決定期間	利用期間
児童発達支援	1年	小学校入学前の3月末
医療型児童発達支援	1年	高校を卒業する3月末
放課後等デイサービス	1年	高校を卒業する3月末 (特例：20歳到達まで)
居宅訪問型児童発達支援	1年	高校を卒業する3月末
保育所等訪問支援	1年	小学校を卒業する3月末(市基準) (特例：高校を卒業する3月末(国基準))



<補足事項>（市における取扱い）

- ・個々の状況に応じて決定期間を短く設定する場合がある。
- ・申請書及びサービス等利用計画書等（案）などを含め毎月 20 日までに申請書類や区分認定の整ったものについて、翌月 1 日より支給決定する。ただし、主に訓練等給付費において、利用者が早期の利用開始を希望する場合にはこの限りではない。
- ・障害支援区分が認定されている者については、決定期間の終期を障害支援区分の有効期間終了月の末日に設定する。
- ・障害児通所支援については、決定期間の終期を利用者の誕生月の末日に設定する。障害児通所支援と障害福祉サービスを併用している児童については、障害福祉サービスの決定期間の終期を児童通所支援に合わせる。
- ・標準利用期間がある障害福祉サービスについて、利用期間を延長する場合は今後の達成見込みなどをサービス等利用計画（案）に記載することとし、支給決定を延長することに合理性が認められる場合に認めるものとする。

## 5 支給量の決定

当市における一月当たりの基準支給量を次のとおり定める。なお、当該支給量をすべての利用者に対して一律に支給するものではなく、利用者一人ひとりの事情を勘案して適切な支給量を決定する。

基準支給量を上回る支給量の申請があった場合は課内協議の上、市が必要性について認めた場合に支給決定をすることになるが、その際は必要性を客観的に判断するため、当該支給量を必要とする理由や支援内容などを詳細に記載したサービス等利用計画等（案）の提出を指定相談支援事業者に求めるものとする。

### 【共通】

- ・月5週として支給量を決定する。

### 【訪問系サービス】

- ・世帯の考え方は次のとおりとする。

標準	同居の介護者がある世帯
単身	利用者が単身で生活している世帯又は同居の介護者があっても疾病や障害、要介護状態、その他やむを得ない理由（就労等で長時間にわたり日中不在であり、事実上日中独居である場合や、介護放棄等の為、同居していても適切な支援が得られない場合など）のため、支援を要する世帯
介護保険	利用者が介護保険対象者である世帯

### ●居宅介護

（単位：単位数）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
標準	2,370	3,050	4,500	8,440	13,500	19,450	7,590
単身	2,844	3,660	5,400	10,128	16,200	23,340	7,590
介護保険	標準・単身と同じ						
補足	1回当たりの支給量は身体介護3時間、家事援助1.5時間以内を基本とする。（事務処理要領）						

### ●重度訪問介護

（単位：単位数）

	区分4	区分5	区分6	障がい児
標準	22,540	28,270	40,030	障がい者と同じ。 （みなし障がい者として決定）
単身	27,048	33,924	48,036	
介護保険	12,310	12,310	12,310	
補足	1回当たりの支給量は3時間以上を基本とする。（留意事項通知）			

●同行援護

(単位：単位数)

	区分共通 (障がい児を含む)
標準・単身・介護保険共通	12,550
補足	通年かつ長期にわたる外出には利用できない。 (定義：1週間に一度以上、同一の目的のために、6カ月以上の期間にわたり定期的に行う外出をいう。ただし、利用者一人ひとりの事情を勘案し、市が必要性を認める場合はこの限りではない。)

●行動援護

(単位：単位数)

	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児
標準	11,250	15,190	20,180	26,210	14,310
単身	13,500	13,500	24,216	31,452	14,310

●重度障害者等包括支援

(単位：単位数)

	区分6	障がい児
標準	58,040	障がい者と同じ。 (決定プロセスは事務処理要領を参照)
単身	58,040	
介護保険	29,350	

【日中活動系サービス】

●短期入所

月7日を基準支給量とする。ただし、介護者の入院などやむを得ない理由で短期入所を利用する場合は、状況を総合的に勘案して必要な日数を必要な期間において支給決定する。

●日中活動系サービス (短期入所を除く。)

サービス名	基準支給量
生活介護	当該月の日数－8日
自立訓練 (機能訓練)	
自立訓練 (生活訓練)	
就労移行支援	
就労継続支援 A 型	
就労継続支援 B 型	
就労定着支援	当該月の日数
自立生活援助	

【居住系サービス】

サービス名	基準支給量
療養介護	当該月の日数 ただし、共同生活援助の体験利用の場合は連続 30 日、年合計 50 日を限度とする。(報酬告示)
施設入所支援	
共同生活援助	
自立生活援助	

なお、共同生活援助に係る受託居宅介護サービスの基準支給量については、次のとおりとする。

(単位：分)

	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
支給時間	150	600	900	1,300	1,900

【障害児通所支援】

サービス名	基準支給量
児童発達支援	月 22 日
医療型児童発達支援	
放課後等デイサービス	月 14 日 なお、基準支給量を超える申請については、個別に利用者の障がい特性、家庭環境等を勘案し支給量を決定する。
居宅訪問型児童発達支援	月 10 日
保育所等訪問支援	月 2 日

## 6 介護保険対象者の支給決定

障害福祉サービスの利用者が介護保険対象者であって、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険制度において利用できる場合は、障害者総合支援法第7条に基づき介護保険制度によるサービスが優先される。具体的には次の厚生労働省通知に基づいて運用する。

- ・平成19年3月28日「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」
- ・平成27年2月18日「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」

各障害福祉サービスにおける介護保険制度との適用関係については、市において次のとおり定める。ただし、一律に介護保険又は障害福祉サービスを優先するものではなく、申請があった際は申請者の状況や希望、サービスの利用趣旨などを個別に確認し、適切なサービスが利用できるよう支給決定をする。

【○：利用可能 ×：介護保険優先】

サービス名	第2号被保険者 (40歳～64歳)	第1号被保険者 (65歳以上)
居宅介護	×	×
重度訪問介護	×	×
同行援護	○	○
行動援護	○	○
重度障害者等包括支援	×	×
生活介護	×	×
短期入所	×	×
自立訓練（機能訓練）	×	×
自立訓練（生活訓練）	○	○
就労移行支援	○ 65歳到達後も継続可 (報酬告示)	×
		原則新規利用不可 (報酬告示)
就労継続支援A型	○ 65歳到達後も継続可 (報酬告示)	×
		原則新規利用不可 (報酬告示)
就労継続支援B型	○	○
就労定着支援	○	○

サービス名	第2号被保険者 (40歳～64歳)	第1号被保険者 (65歳以上)
自立生活援助	○	○
療養介護	○ 65歳到達後も継続可 (介護保険適用除外)	×
施設入所支援	○ 65歳到達後も継続可 (原則介護保険適用除外)	×
共同生活援助	○ 65歳到達後も継続可	×
宿泊型自立訓練	○	○
地域移行支援	○	○
地域定着支援	○	○

<補足>

・介護保険優先のサービスであっても、利用者の状況やサービス利用の趣旨から障害福祉サービスの支給決定が適切と考えられるものについては、障害福祉サービスの支給決定をする。

例①：障がい固有の状況から介護保険事業者による支援が困難な場合又は障害福祉サービス事業者による支援がより適切と認められる場合。

例②：自立訓練（機能訓練）において国立障害者リハビリテーションセンターに入所して視覚障がい者が専門の訓練を受ける場合など、介護保険制度では提供できない機能訓練を必要とする場合。

・障害福祉サービス優先のサービスであっても、利用者の状況やサービス利用の趣旨から介護保険制度に基づくサービスの利用が適切と考えられるものについては、介護保険制度を優先とする。

例：生活訓練（生活訓練）又は就労移行支援B型において、サービスの利用趣旨が訓練を目的とするものではなく、実質的に日中の居場所とすることを目的にサービスを利用している場合。

問合せ先

野田市保健福祉部障がい者支援課 相談支援係

〒278-8550

野田市鶴奉7番地の1

電話 7125-1111